

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（抄）

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（著作権の登録）</p> <p>第七十七条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。</p> <p>一 著作権の移転若しくは信託による変更又は処分の制限</p> <p>二 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限</p> <p>（出版権の登録）</p> <p>第八十八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。</p> <p>一 出版権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は複製権若しくは公衆送信権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限</p> <p>二 出版権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限</p> <p>2 （略）</p>	<p>（著作権の登録）</p> <p>第七十七条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。</p> <p>一 著作権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。）若しくは信託による変更又は処分の制限</p> <p>二 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限</p> <p>（出版権の登録）</p> <p>第八十八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。</p> <p>一 出版権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。）、変更若しくは消滅（混同又は複製権若しくは公衆送信権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限</p> <p>二 出版権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限</p> <p>2 （略）</p>